

〈 所得の区分に関するチェックシート 〉

(令和7年7月1日改正)

※ 以下の質問中の「世帯」とは、自立支援医療を受診する方が加入している医療保険が健康保険や共済組合の場合には扶養・被扶養の関係にある方全員、国民健康保険の場合には一緒に国民健康保険に加入している方全員をいいます。

○ 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」に関する質問

- 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」は、生活保護の認定を受けていますか。
・受けている：「生保」に○をしてください。 ・受けていない：2へ
- 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」のうち、加入している医療保険の保険料の算定対象となっている方は、市町村民税（均等割か所得割のいずれか又は両方）を課税されていますか。
・課税されていない：3へ（市町村民税非課税証明書をご用意ください。）
・課税されている：4へ（市町村民税の課税額が分かる証明書をご用意ください。）
- 自立支援医療を受診する方の収入が80万9千円以下ですか。（自立支援医療を受診する方が18歳未満の場合にはその保護者の収入が80万9千円以下ですか。）
（※収入とは障害年金、特別児童扶養手当、特別障害者手当等を含めた収入の合計額）
・80万9千円以下：「低1」に○をしてください。
・80万9千円を超える：「低2」に○をしてください。
- 自立支援医療を受診する方が属する「世帯」のうち、加入している医療保険の保険料の算定対象となっている方が納めている市町村民税額（所得割のみ）は、以下のどの金額に該当しますか。
・市町村民税額（所得割） 3万3千円未満：「中間1」に○をしてください。
・市町村民税額（所得割） 23万5千円未満：「中間2」に○をしてください。
・市町村民税額（所得割） 23万5千円以上：「一定以上」に○をしてください。
- 「重度かつ継続」（※下記参照）に該当しますか。
・該当する：「重度かつ継続」の「該当」に○をしてください。
・該当しない：「重度かつ継続」の「非該当」に○をしてください。

※ 「重度かつ継続」の対象範囲

- 精神通院医療・・・統合失調症、 躁うつ病・うつ病、 てんかん、
認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）、
3年以上の精神医療の経験を有する医師によって、集中的・継続的な
通院医療を要すると判断された者
- 育成医療・更生医療・・・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、腎臓機能障害、
小腸機能障害、免疫機能障害、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免
疫療法に限る）
- 医療保険の高額療養費で多数該当の方

← 一定所得以下 →		← 中間的な所得 →			← 一定所得以上 →
← 「生保」 →	← 「低1」 →	← 「低2」 →	← 「中間1」 →	← 「中間2」 →	← 「一定以上」 →
0円	負担上限額 2,500円	負担上限額 5,000円	負担上限額 医療保険の自己負担限度額 育成医療の経過措置		公費負担の対象外 (医療保険の負担割合 ・負担限度額)
			※負担上限額 5,000円	※負担上限額 10,000円	
			重 度 か つ 継 続		
			負担上限額 5,000円	負担上限額 10,000円	※負担上限額 20,000円

※育成医療の中間所得1、2及び「重度かつ継続」の一定所得以上の負担上限月額については、令和9年3月31日までの経過的特例措置。